

## 訪問介護における「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」

### 及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について

標記の適用関係について下記の通知を基にフローチャートを作成しました。フローチャートを利用する場合には、本マニュアルの末尾に掲載した根拠通知も併せて参照してください。

なお、フローチャートは機械的な判断基準です。個別のケースにより判断が分かれる場合もあります。

また、村では通院等介助の対象を以下のように解釈しています。

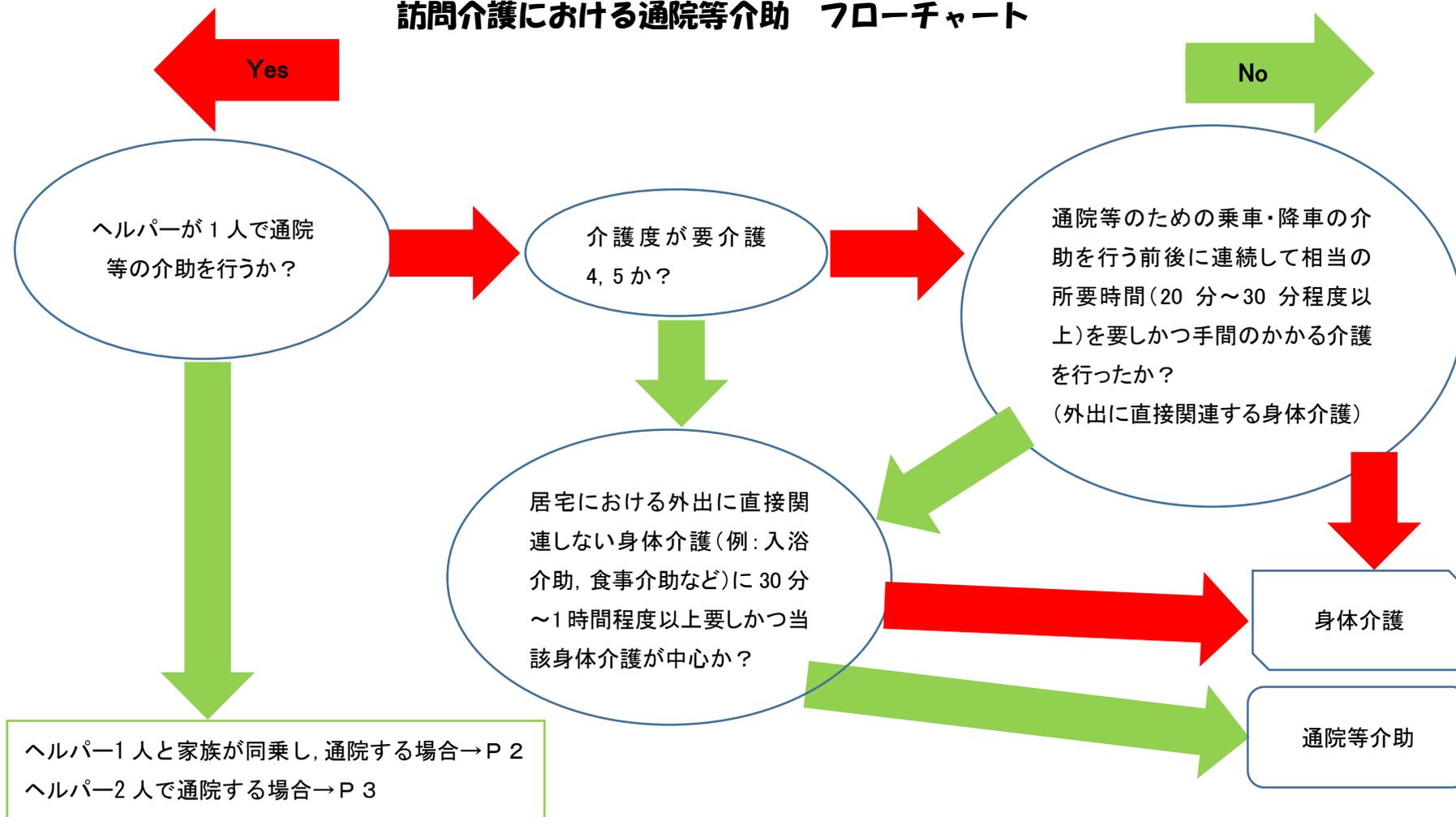
#### 1 対象となるもの

通院、日常生活に必要な買い物、官公署及び金融機関での手続き、選挙の投票、デイサービスや介護保険施設の見学、デイサービス等の介護保険事業所の中で送迎を行わない事業所への付き添い など

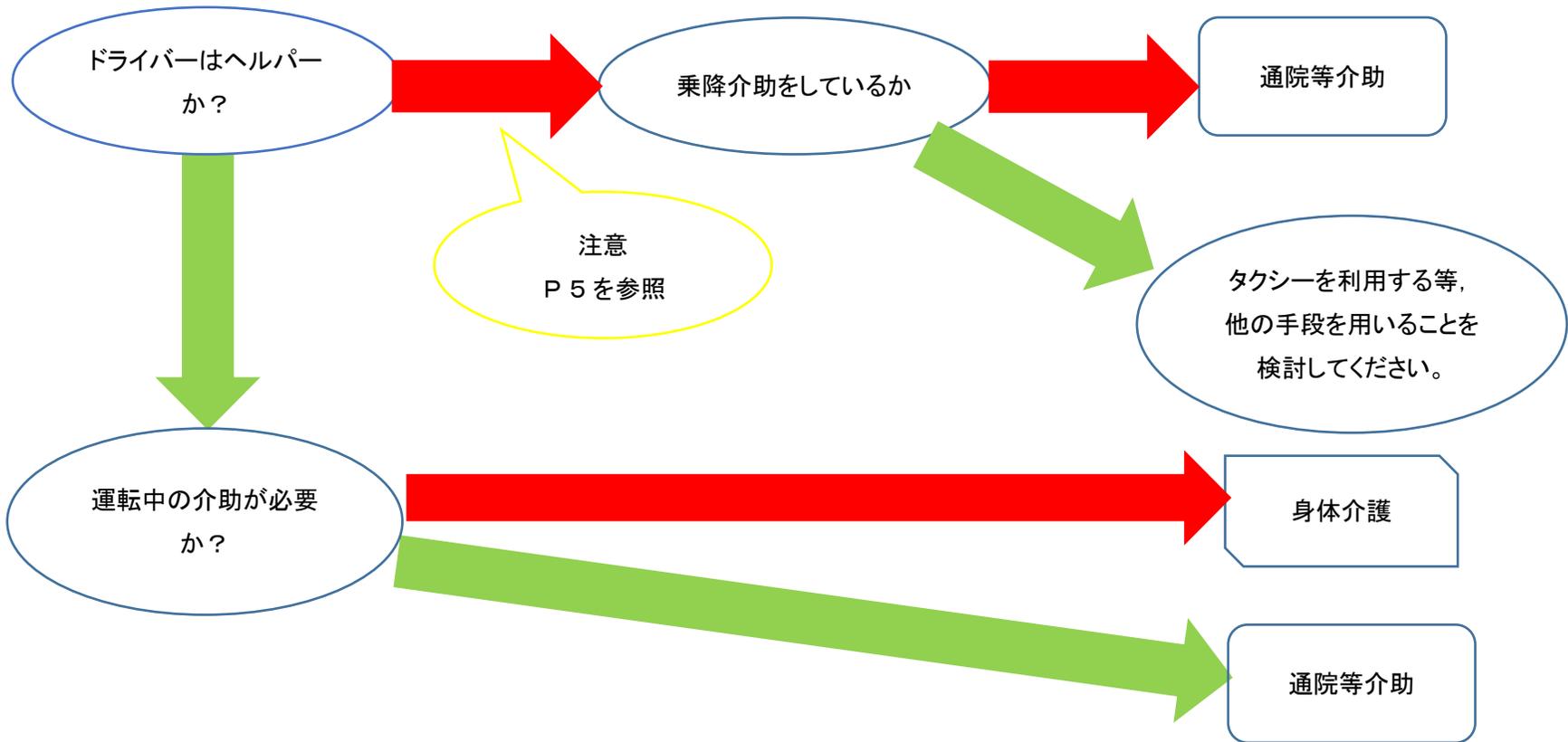
#### 2 対象とならないもの

仕事、趣味や嗜好のための利用(習い事、ドライブ、旅行等)、理美容、冠婚葬祭、日用品以外の買い物(通常利用している生活圏外の店舗での買い物や耐久消費財、嗜好品の購入)、家族等へのお見舞い、お墓参り、転院、何らかの理由で目的を達成できなかった場合(通院したが病院が休診だったなど) など

## 訪問介護における通院等介助 フローチャート



ヘルパー1人と家族で通院する場合



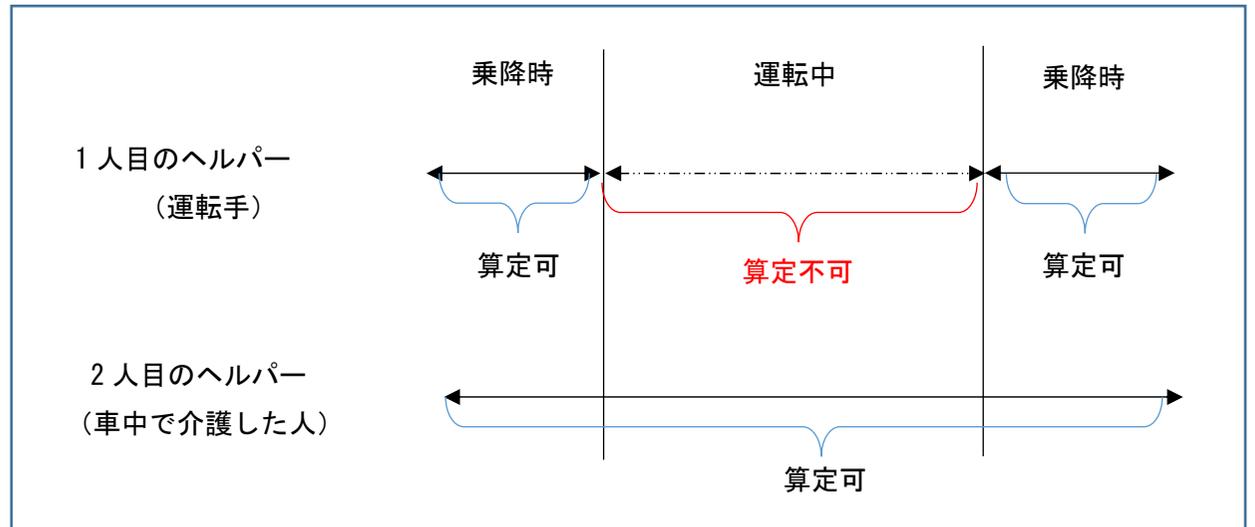
ヘルパー2人で通院する場合

ドライバーがヘルパー  
か？

注意  
P 4 を参照

身体介護  
右記の表を参考に、  
所要時間を算定。

身体介護  
所定単位数の2倍の単位数を算定



## 根拠

- ・「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について

[https://www.wam.go.jp/wamappl/bb05kaig.nsf/0/a7168263a96c3db849256d20002c7c13/\\$FILE/siryoun.pdf](https://www.wam.go.jp/wamappl/bb05kaig.nsf/0/a7168263a96c3db849256d20002c7c13/$FILE/siryoun.pdf)

- ・訪問介護における院内介助の取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000063e0-img/2r985200000063fi.pdf>

## 注意点

- ①ヘルパーが運転する際には、道路運送法上の許可又は登録が必要です。

詳しくは以下の国土交通省の通知を確認してください。

- ・介護輸送に係る法的取扱いについて

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigyo/jikayouyushoryokaku/legalmanagementofwelfaretransport.pdf>

- ・介護輸送ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigyo/fukushiyusou/3furo-tya-to.pdf>

## ②院内介助について

病院内での介助は原則病院のスタッフにより対応されるべきものですが、場合によって算定対象になります。サービスを提供する前に、病院側と院内介助が対応できるかの確認をしてください。アセスメントやサービス担当者会議において院内介助の必要性が明確にできれば、算定できますが、検討した内容を経過記録等に必ず明記してください。P1の根拠資料「訪問介護における院内介助の取扱いについて」が院内介助についての通知になるので、院内介助の算定も検討する場合には、そちらも確認してください。

なお、院内での介助を算定する場合には、以下の4点をケアプランに記載してください。

- ・利用者の心身の状況から院内介助が必要な理由
- ・家族等の介護体制(家族等の援助があるか)
- ・具体的な介助内容と所要時間
- ・医療機関の院内介助が得られないことが確認された経緯(いつ、誰に、確認した内容)